平成２６年（フ）第６１号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1060番地４
債務者　髙橋　清美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３号
栃木県宇都宮市鶴田町2134番地７
債務者　安齋　知恵
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７８号
栃木県鹿沼市幸町２丁目６番24号　モンパレス鹿沼第１－３号館101、前住所栃木県日光市大室1830番地146
債務者　田中　正一
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８８号
栃木県那須郡那須町大字高久甲1740番地　高久団地28号
債務者　三森　直人
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市中今泉５丁目２番８号　グレージュ杉本３号棟102号
債務者　三浦　正史
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９８号
栃木県宇都宮市中今泉５丁目２番８号　グレージュ杉本３号棟102号
債務者　三浦　里美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９９号
栃木県宇都宮市鶴田町1987番地４　第一鶴コーポ101
債務者　柴﨑　信子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０１号
栃木県宇都宮市南大通り１丁目10―12　三博マンションＣ棟405号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市大通り５丁目１番４号
債務者　岡田　　浩
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６号
岡山市東区宍甘226番地９、住民票上の住所岡山市東区古都南方3017番地
債務者　塚本　晃仁
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７号
岡山市東区宍甘226－９、住民票上の住所岡山市東区古都南方3017番地
債務者　塚本亜希恵（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８号
岡山県和気郡和気町尺所204番地　宮田団地17棟86号
債務者　岸下　義和
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４８４号
東京都足立区千住関屋町17―15―２―406
債務者　二階堂鋼輝
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４９５号
東京都江戸川区瑞江１丁目17―11
債務者　浅野　時男
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４９６号
東京都江戸川区瑞江１丁目17―11
債務者　浅野　直美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５２８号
東京都江戸川区中葛西４丁目16―15―Ｃ―101
債務者　中原　有紀
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部